

保育かながわ

第13号 昭和48年10月25日

発行所 横浜市神奈川区
横浜12
神奈川県社会福祉
協議会保育分科

編集人 安部龍巖

発行人 安部龍巖

題字 故内山岩太郎筆

ごあいさつ

一新した会報の発刊によせて

県社協保育分科会委員長 安部龍巖



去る昭和四十一年十二月に、神奈川県保育会の会報として「保育かながわ」を今年三月の第十二号まで発行して参りましたが、今回県社協保育分科会の会報に切替、県、横濱、川崎の三地区より選任された編集委員によつて、内容等充実した会報を発行し、ここに保育関係者におとどけすることにいたしました。施設長各位の変らざる協力を得て、よりよきものにしていただきたいと念願するものであります。

この一新して発行された「保育かながわ」が各会員相互の親睦融和をはかり、同時に県市町村等とのかけはしとなり、又多くの保育所問題の研究周知の資料となつて保育所の前進がはかれるならば幸甚の至りと存じます。

尚、今年度事業として、①会計経理の実務研修、②労務管理の研修、③幼児教育の諸問題等の課題

本県の保育事業は、保育所関係の方々の情熱ある努力によつて、年々発展をみておりますが、保育所の制度と運営、職員の処遇改善、又これに関連した財政面等について、いまだ解決を願う問題も多く、同時に保育内容の向上と共に研鑽すべき問題も数多くあるのであります。

激動の甚しい現社会にあつて、保育所の果す使命はますます倍加するばかりであります。

こうした立場より県内特別都市をふくめた四百五十有余の公私の保育所関係者は、互いに連携を保ち、活発なる活動を展開するためには、一つの方法として、広報活動を無視するわけにはいきません。

一方地域社会の期待も大きい反面、保育所自体も前にのべましたように、未解決の問題を数多くかかえて苦慮しているのが現状であります。

即ち情報の交換、たてよこの連絡、地域活動の促進、中央地方の動き、施設の紹介等同労者の発言の広場をもつことは極めて意義のあることと思われまふ。

幸い県並びに横濱、川崎両市のご当局においては早くより乳幼児の福祉対策に尊い御理解と御援助を賜り、つねに我々保育関係者は感謝と敬意を表しておる次第であります。又県下各市町村においても、物心両面にわたつて御指導御助成

従来連絡協同等の意味をもつて

をいただいておりますところでありま

による園長研修会を開催し、更に問題別研究委員会を設置して「幼保一元化の問題」「長時間保育の問題」「障害児保育の問題」等を研究して、保育経営者としての知識を究め教養をつんで参りたいと存じます。

最後に、お願い申したいことは、数多くの助成と指導を賜つております県市の理解ある親心に報いるために、保育所本来の使命のもとに正しい保育所経営に努力するよう常に反省精進し、とくに施設内保育者相互の愛と誠の結びあいによる人間関係に努力していくことを誓いあいしたいと思います。

- 一 懺悔は即ち精進なり
- 一 一つの言葉でけんかして
- 一 一つの言葉で仲直り
- 一 一つの言葉で泣かされて
- 一 一つの言葉でほめられた
- 一 一つの言葉に夫々の
- 一 一つの心をもつている

(四八・八・二〇記)

11月「保育を語る日」月間

全社協保育協議会では、第四回「保育を語る日」を全国的な国民運動として保育所ばかりでなく、民、行政関係者がより緊密な連携をもつて保育問題について話し合い行動を地域毎に展開を!!

障害児保育特集(二)

彼らは決して障害児ではない

横浜ゆりかご保育園長

大木 正雄

(1) 障害児と言うこと
「心身障害児」——何と言ういやな言葉でしょう。何と差別的な言葉でしょう。この言葉を発明した人が若し私の前に現れたら、私はぶんなぐつてやりたい。

憲法や児童福祉法、児童憲章等を引用するまでもなく、子供はすべて平等な人格をもち、差別なく愛護される筈なのに、手足が不自由だったり、知能がおくれていると、あたかも特別な子供、普通でない子供として、心身障害児のレッテルをはられて差別される。

それならば、普通児乃至正常児と呼ばれる子供は、本当に普通であり、正常であるのだろうか？。確かに彼らの手足はちゃんと動く、知能検査をすれば一〇前後の値がでる。だがバスの中で、泥靴をはいたまま後向きに坐つて、隣の人に泥がつこうが何しようが平気で窓の外をみている子供、ブランコを一人占めして他の子供を乗せようとしない子供、道々アイス

多くいるのではなからうか？。

(2) 保育所とその子供

保育所のことを day nursery home と言う。児童憲章では、保育所を含む凡ての児童福祉施設をさして「家庭に恵まれない子供たちの家庭にかわる環境」と呼んでいる。つまり保育所は家庭であり、家庭であるのなら、その家族の子供がみんな同じ発育の普通の子供であるとは限らず、兄弟の中に色々な子供がいても、少しも不思議ではない。親は自分の子供一人が、例えば精神薄弱であつても、だからと言つて「この子を育てるのはいやだ」として、ほうりだすらうか？。

クリームをたべながら、その空箱を所かまわず捨てて何とも思わない子供。そしてこれらを注意すると、そのときだけは泣き守るけれど、誰もみていなくなると、又平気で社会秩序や社会道徳を乱す子供。正常児と呼ばれる子供たちの中に多くみられるこれらの現症は、正に人間失格であり、心の障害児ではなからうか？。

これに対して精神薄弱その他障害児と呼ばれる子供たちは、私の知る限り多く誠に純心であり、素直であり、疑うことを知らない。そして自分のもつているものを力一杯だして、一生懸命真直ぐに生きていく。彼らは決して自分を障害児だとは思わず、まして他人をけ落してでも自分さえよければなどと言うずるさやエゴイズムは、考えたこともないし、又考えることもできない。確かに身体や知能に障害があつても、人としての尊厳はあつても、むしろ普通児以上、いや普通児と呼ばれる子供たちの中にこそ、実は人間障害児が

家庭にかわる環境である保育所も又同様に、入所してくる子供の中に、心身に障害のある子がいてもむしろ当り前であつて、精神薄弱だから、体が不自由だからと言つて入所させないとしたら、それこそ異状な親と同じではないだろうか？。

大体子供特に所謂反抗期前後の子供は、動き回り、いたずらし、世話がやけて言うことをきかないものである。若しおとなしくて何でも言うことをきき、手のかからない子供がいたとすれば、それは大人の見栄のためにつくられた大

私の主張

幼児教育を考える

保母 湊 洋美

保母という職業を選んで七年目の夏を迎えました。毎日の生活の中にある幼児教育というものを考えれば考えるほどわからなくなつてきています。けれども何よりも大事なことは、子供達、一人一人を認め愛するということ、それが総ての根本になつていきたいと思います。「先生は僕のこと好きなんだ」「認められてるんだ」と子供達が保母を信じること、そこから教育も始まるのではないのでしょうか。カリキュラムに表わされていることが目的ではなく、それは手段であるはずで、そして人間としての生き方を学ぶ第一段階が幼児教育だと思ひます。

保母以外に最初に影響を与えるのが、保育所という集団であり、両親以外の大人である保母ではないでしょうか。うたうた話すこと、造ること、遊ぶこと、どれをとつても子供達への影響の与え方は保母一人一人の考えで、皆違ふはずで、す。だからこそ、他の職業より、視野を広げ自分を大きくしていくことが必要な仕事だと思ひます。

また幼児教育の場である保育所自体も、総ての面で問題が多すぎる現在です。幼稚園との関連も、一つの問題となつていいます。幼児教育という場にとりかかるといはずで、託児所が出发点という保育所の歴史の流れや社会状況の上から現在ちようど



人のアクセサリーであり、又々意志薄弱児々であると思う。いたずらで世話がやけるからこそ子供なのであって、障害児も又その点から言えば、程度の差があるだけで、みんな同じ管である。そしてこの「程度の差」が差別の原因になっているようだが、実はこの差があるからこそ、集団の中での子供たちは、夫々お互いに切磋琢磨しあつて、情緒的にも人間的にもよき成長を上げてゆくのではなからうか？。

(3) 私共の保育園でのこと

過日えらい人から私に「障害児保育」特集原稿を書くようにと言われて、大変びっくりしました。勿論一旦はお断りしたものの、たつてとのことで止むなくお受けしたものの、御期待に副えるような立派なものが書ける筈もなく、私共が自分の保育園の子供についていつも考え、していることを、皆様に添削していただくつもりで書いてみました。

私共の保育園には確かに色々な子供が多くいるけれども、決して障害児保育をしようなどと、大それたことは考えていません。保育に欠ける然るべき理由があつて、福祉事務所から措置される子供を、法に従つて誰彼の区別なくそ

のまま受入れたがけであつて、そうしたらたまたま障害児と呼ばれるような子供が三割程含まれていたにすぎないのです。従つて私には本来このような原稿を書く立場でもないし、ごく平凡な、ちつぽけな保育園なのです。

そして日々の保育に当つても、どここの保育園でもしているような、関係者の充分な研鑽と保育方針の理解により、障害児だの普通児だのと言ふ変な区別なく、みんな同じ子供として、一つの家庭として職員、子供そして保護者が、

互いに理解しあい助けあつて、ごく平凡に仲良く生活しているにすぎないのです。

(4) 障害児保育に思うこと
 大体障害児保育などと言う言葉があること自体、私は不思議に思う。子供はみんな平等であり、世の中には平均的な子供ばかりではなく、色々なパターンをもつ子供があつて成立している。それなのに、大人が正常な発育とはこう言うものであると、妙なきまりをつくつて、このわくにあってはまらない子供を「障害児」とき

めつけ、障害児保育などと言つて特別に考え、差別しようとする。若しかりにこの障害児保育なるものに本来に当にとりくもうとするのなら、

大切な時点にきていると思ひます。大きな別れ目の上に立つているのではないのでしょうか。

保育所、幼稚園とこだわらずに幼児教育の場というものにつ

児保育と言う言葉自体をなくすことからは出発すべきではないだろうか？。

世の中から障害児と言うレッテルが消え、どこへ行つても色々な子供が色めがねでみられることなく、みんな一人の同じ子供として扱われるようになる時、そのときこそ障害児保育完成への歩みが始まるのだと思う。

勿論例えばケイ性マヒのC・P児については、関節をこらもつて歩かせるとか、ダウン症候群の精薄児については、こう言うふうに適切な言葉をあみだしたいものと坐らせて、こう言う誘発により食願うものである。

いて保母自身が、もつともつと関心を待ち、話合ひの場を持つ必要が、あると思ひます。

やなぎ愛児園

事をさせるとかの、保育現場での取扱ひは、それなりの配慮と心得が必要だが、それらは先ず彼らも//平等の命をもつ子供である//この認識の上になつてこそ、集団の中で抵抗なく、円滑にとけこんでゆけるものになるのではないだろうか？。

そして若し、この子らにどうしても特別なレッテルをつける必要があるのなら、//障害児//などと言ふ差別につながるような言葉ではなく、平等な生命にふさわしい適切な言葉をあみだしたいものと願うものである。

子供の人權を守るために

神奈川集會

|| テーマ・子殺しの問題をめぐつて ||

高度経済成長が人間性の荒廃をもたらし、子捨、子殺が多い世相の中で子供達の権利を守るために我々は何をしたらよいか、公開討論会を行うので多数の参加を!!

新開厚生文化事業団、NHK厚生文化事業団

二、期日・十二月八日(土)午後一時~五時・会場・神奈川県政総合センター(横浜駅西口)

一、主催・金社協 県社協、朝日



めつけ、障害児保育などと言つて特別に考え、差別しようとする。若しかりにこの障害児保育なるものに本来に当にとりくもうとするのなら、

神奈川県社会福祉大会開催

神奈川県立音楽堂で

高度経済成長政策による社会的・経済的ひずみの反省として、各種の分野で福祉への転換がこぞつて唱えられ「福祉元年」といわれる本年であります。老人や心身障害者の問題をはじめ福祉に欠ける状態は多様化、深刻化を増し、その解決が急務となっております。

一方、地域社会においては自己の問題として住民が生活防衛に立ちあがろうとする動きもでており、社会福祉関係者の意欲的な取りくみが要請されています。

あたかも、老人福祉法制定一〇周年、民生委員法制定二五周年の秋にあたり、ここに神奈川県社会福祉大会を開催し、社会福祉のすすむべき方向を明らかにするとともにその解決に努めんとするものであります。

大会は第一部を協議として議長選出、前年度の決議事項の処理報告、今大会提出議題の説明等を行ない、第二部の記念講演は法政大学松下圭一教授による「コミュニ

ティと市民福祉」の演題であります。第三部は式典として恒例による功労者の表彰等を行うことになっております。

なお各部会より提出された議案のうち、保育所に関連ある事項を次に掲載します。

昭和四八年度
神奈川県社会福祉大会要望事項
(保育所関係)

一、民間社会福祉施設の建築費補助については、建築時における実行単価を基準額とされるよう配慮されたい。

二、職員宿舍建築費の補助限度額(横浜市にあつては大中巾)を引き上げられたい。

三、社会福祉施設に対する水道料金、算定基準を改制されたい。

四、消防法の改正に伴う防災設備の補助について考慮されたい。

五、施設賠償責任保険の限度額を自賠法の限度額に見合う額に引き上げられたい。

六、臨時職員雇用制度及び産休代替職員制度の内容改善(夏期休暇がとれるよう、並びに産休を六週間を八週間に)をはかられたい。

(○才・一才児3:1、二才児5:1、三才児15:1、四才以上児20:1)にされたい。

八、三才児の移行時期を会計年度(通年制)に合せるよう配慮されたい。

九、県、市町単独助成による保育所の調理人を常勤職員として採用できるように配慮されたい。

十、保育所の乳幼児の健康診断等を公費により実施されたい。

十一、保育所の完全給食実施の実現と給食助成費を増額されたい。

以上十一項目について国をはじめ県及び関係市町等に要望することにした。

園児の事故を顧みて

国府津保育園長 長谷川 愛子

入園三日目母親より心身障害児であるという相談を受けた折、何とかこの子を救うことができた

と、両親の気持を汲んで、「二、三日の様子をみてみましよう、然し集団の中でどうしても無理でしたら」と約束して翌日思はぬ事

態が発生してしまつたのでございます。親切心が全く仇になつた結果となつてしまつた事がかえすが

えすも残念でなりません、主任を

含め四人の保育が見守つていた保育室で然も一人の保育は傍を片時も離れず注意していたにもかかわらず何秒かという間に保育の手をすりぬけ海岸に走つてしまいました

た。波は静かでしたといたした水際が魅力的にG君を誘い入れたとしか考えられない状況でございます

した。この瞬間から私どもは断崖から突き落とされたような苦難の日々となりました。ショックで保育

の自信を失い保育の笑顔や、明るさが消えてしまいました。何とか早く立ちなおらせなければと、つとめて話題を変えてみても所詮は無駄な足掻きであつて、虚無感が残るばかりです。子供達の動きが異常に気になり、危ない危ないと常に不安な気持ちにとらわれ、夜も昼も頭の休まる日とてなく身心共に疲れ果て瘦せる思いでございます

した。無事に葬儀も済ませ毎日の墓参。七月七日の供養と誠意を持つて尽くしましたが、残るのは補障の問題となつて、更に心は重くなる一方です。市の委託児であるから両者の話し合いの状況も把握して頂くためにも仲介の労を市役所の保育所担当の方にとつても

らい二度三度と足を運んで頂きました。簡単に済むと安易に考えていましたが、こと補障の問題になったら、はかばかしく話が進ま

ずお互いに慣れない事なので糸口がつかめず困惑するばかりでした。結果的には先方から要求された金額(六百三十万円)を県社協と園独自で加入している施設賠償責任保険で、同和火災と東京海上

火災の二社、更らに学校安全会が全額認めて負担してくれるよう解決することができました。是には地元保育会が会長さんを中心に結束して交渉に当つて下さつたり、

県社協が会社側と再三交渉され、ご尽力下さいました。中央では県の保育会長さん、団体部会長さんを始め多数の方々の暖たかいご支援とご協力を頂いた結果の賜でございます。事件発生以来五ヶ月目で漸く平静を取り戻し再びこのような恐ろしい事故のないよう皆様の心にお報いしたいと誓っています。

今ここに過去を反省してみますと、交渉の方法も誠に不慣れである為に不手際であったと思えます。今後こうした事態はすべて専門家によつて解決の道を求めることが希望しいのではないかと、相手方と会社側の板挟みで重荷を背負いこみ、一人相撲で骨折りと無駄な神経を擦りへらしてしまいました。

人間の心など弱いもので一つ事が起ると己れの気持もおさえられず、福祉事業とは何ぞや...と悩みぬいた悪夢のような日々だったことを振り返っています。

昨今全国的に障害児保育をと強く要望され、当然我々が一端を担うべきであると思えます。然し集団の中で或程度の適応性がなければ、保育の定数問題もからんできますが、同一室内での保育はお互いに無理な状態ではないかと思えます。できれば施設を変えて欲しい

と思います。今後の障害児保育の大きな課題ではないかと痛切に感じます。

尚民間施設という点で為政者の積極的な協力がみられず冷たい態度が一部にみられたことはほんとうに寂しく感ぜられ心のささえになつて欲しかったと沁々思っています。

保育料値上げ問題について

横浜市は、昭和四十二年以来父母負担の保育料を据置きにして来ました。その間国の徴収基準額は毎年上つていますが、東京はもつと早くから、川崎も現市長になつてから上げないできています。

今年二月十日、市長の四十八年度予算案の発表の中で保育料の値上げが知らされ、ここから保育料値上げ反対運動が始まりました。

三月二日、第一回民生局長陳情を行つた際、局長から値上げの基本的な考え方が示されました。

即ち昭和四一年以来保育料の値上げを行わなかつたため、市費の持ち出し分が増加の一途をたどつてきた。この市費の持ち出し分を向う五年間の値上げによつて少くしていくというのです。

ここで平素はガマンというか目をつぶつていた保育内容の不満が

今後我々民間施設は団結の力を以つてこうした面も切り開き安心して保育事業に専念できるように態勢を作るべきだと思います。

以上経過報告をさせて頂くと同時に此の紙面をお借りしご心配下さいました皆様には厚く御礼申し上げます。ご挨拶とさせて頂きます。

触発され、保育料値上げ反対運動は、参加団体、個人参加の数がふくらむ中で、値上げ分不払行動は強硬に続けられました。

この間、「徴収金の仕組」「最低基準」「行政不服審査請求」等について学習し、市当局との交渉を重ね、五月市議会に対しては、

(1)保育料値上げ撤回のための請願書、(2)保育所建設費国庫補助金の増額、措置単価の引上げ、最低基準改正を要求する意見書を政府に提出を求める請願書、(3)保育内容充実のための陳情書を提出し、五月三十日、この値上げを不服とする人達個人七〇五人が、行政不服審査請求申立書を、神奈川県知事に提出しました。

代表者公立父母竹田昭彦氏。申立人等代理人には、陶山和嘉子弁護士を筆頭に十名の弁護士でお引き受け頂きました。

た。神奈川県で受理されました。今後口頭審理や市側の弁明書、申立人の反論書等で審査が行われま

す。対策会議は、市当局との交渉、市議会に対する請願・陳情を重ね各区の福祉事務所に対し、この運動の趣旨の理解を求めめる工作をし、値上げ撤回と保育内容の改善を求めため、精力的に運動を進めて来ましたが、市行政の最高責任者である市長との交渉の申入れは、なかなか実現しませんでした。

が、六月初旬、市長は、父母との交渉に応ずる意志を明らかにしました。ところが三月議会で値上げを決議し、その後再三にわたる請願・陳情にもかかわらず、五月市議会再度値上げが確認された。

という情勢の中で市長は、「新料金を払つて貰わなければ、議会との関係の立場上「交渉に出席不能」と回答して来ましたが、対策会議はいろいろな交渉を重ねた結果、料金払いに関係なく交渉を実現することができました。市長の回答は、四八年度分は撤回しない。四九年度以降については検討する。

対策会議は、七月初旬六月までの新料金を払い、七月分からは従来通りの扱いに戻し、九月市議会に期待をかけることとしました。

即ち今年度補正予算に、保育内容改善費が盛り込まれるか、来年度予算に要求が実現するかを見守ることとし、九月市議会要求実現が見られない場合は、旧料金払いを続けることを決定しました。

対策会議が六月十五日民生局長を通じて提出した市長に対する十項目の陳情内容は次の通りです。

(1)給食費の加算を四九年度で増額し豊かな給食を。
(2)教材費加算を四八年度補正予算で
(3)所得階層区分の是正 第二子以降の減免措置を四八年度補正予算で

(4)時間外託児定員を撤廃し、土曜日も午後六時まで。
(5)時間外託児福祉員に一時金三万円を
(6)よい保育をするため母の健康を守り、母の増員と労働条件の改善を四九年度に実施

(7)私立保育園の母の待遇を公立並に
(8)〇才児保育の定員をふやすと共に内容を充実し、四九年度各区に

(9)緊急保育所建設計画を作り定員七千名増加を
(10)市長在任中は保育料値上げをしない

△▽

川崎に「保育事務センター」生まる

現在川崎市には私立保育園が十四と、公立保育所が五十四ある。公私立の数から見ると他都市に比べ甚だアンバランスである。戦後急激な人口増に伴い、公立

保育所は年々五ヶ所以上の急増となつたのであるが、私立保育所の伸びはとも

それに追いつけなかつた。そして土地の高騰など物的条件は益々民間保育所を圧迫し、民間保育所の新設は仲々望めない状況にある。

この様な情勢下で我々民間保育所は在来の保育施設を整備し、人的資源の確保等、保育内容

の向上を図ると共に、民間保育所の長所特徴を充分發揮できるように体勢を整えなければならない。それも他力本願でなく自力である。

新しく整備された公立保育所がほとんど増設されてゆくなかで、数の少ない川崎市の民間保育所が小さな力を結集して、一つの共同体を作り、保育福祉の充実を図るにはもう一歩前進した運営管理の方法をとることで「川崎市保育会(会長奥村栄)の中に新しく「川崎市保育会保育事務センター」を設け、事務経理等の総合的、合理的処理をはかつたのである。

従来より保育会には専任の女子職員一名がおり、措置費関係の請求精算等を主体とした各園との連絡、共通の事務処理等をして来た。然し保育園の事務量は年々累増し、保育本来の業務より庶務的雑務に追われるような傾向になつてきたことは既にご存知の通りである。

ここで新しく「保育事務センター」を設け、主に経理関係の事務を扱うこととし、市社協の一室を借用、今年四月からスタートした。事務長の下に男子女子各一名計三名を増員し、業務内容も拡大し、又連絡用軽自動車一台を購入配車した。

これにより各保育園個々の事務処理量を大巾に吸い上げ、総合的に事務センターで代行することができるようになつたのである。幸い、事務局長に県社会福祉事

業関係のベテランが入り、自動車の運転の出来る好青年と、経理事務専門の女子等人材に恵まれ、今年四月から好調に滑り出したのである。

然しこの事務センターも猪足してから半年、所謂新生児である。それに対して各園は永い歴史的慣習があり、又職員構成、施設規模等の差異があつて一概に共同歩調をとることも難しい点が多いのである。

これ等の問題点を話し合つて、より一層合理的な事務処理をするのには、半歩的ではあつても日時をかけて一つの形を作り積んでゆかなければならないと思う。

保育園の新人児と同じである。これからこの新設事務センターを含めた「川崎市保育会」の現況を説明し、先輩諸氏のご批判ご指導を受けたく、又私共が新しく試みているこの会の意図を汲みとられ、ご参考になれば幸甚である。

▽保育会(事業)
イ、理事会(随時)
ロ、園長会(毎月)
ハ、職員研修(年一回、全職員一泊二日)
ニ、県外研修(園長年一回)
ホ、研究部会

一、(保母各園一名宛年一回)
二、(保母各園一名宛年一回)

- ① 園長研修
 - ② 保母研修
 - ③ 遊具研究
 - ④ 調理研修
 - ⑤ 保育相談
 - ⑥ 調査研究
- ハの職員研修は全職員が親睦を兼ねた総体的な集会であり、保護者の協力を得て土曜一日を休園し、一泊二日となる。

ハの保母県外研修は今年名古屋市の公私立保育園を視察、職員間のデスカッションする時間を充分取りその効果をあげるよう努めた。

- ▽保育会(庶務)
- 1 措置費の概算請求、精算事務
- 2 理事会、園長会、各研修会の設
- 3 保用品等の共同購入関係の発注、経理事務
- 4 慶弔、渉外、表彰等の記録連絡
- 5 市保育課との連絡報告事務
- 6 会費徴集等経理事務

措置費、各種補助、助成金の請求事務は毎年その金額、規程等の変更が激しく、繁雑のため、その手続等が遅延したり誤謬することが多いのであるが、手慣れた専任者が一括して取扱うので、現金の交付も遅れず、又市当局にも好条件で正確に処理されるので歓迎されている。

- ▽事務センター
- A 各園の出納帳、元帳の記帖事務
- B 予算、決算事務の処理協力

(但し現金の出納管理、出入金伝票の作成は各園で独自に行う)
C 週二回位、事務センターより出張し、伝票の授受、事務連絡、庶務事務の協力等。
D 機関誌「ほいく」の編集発行。
E 市保育会職員研修所の運営管理
F 連絡用自動車の維持管理等

川崎市保育会の運営費は、会員の会費、市の補助金、共同物品購入の利潤などで賄われ、事務センターは、今年度より新規配分された事務職員雇用費の二万円を各園の共同雇用という事で拠出し運営されている。

この事務センターの運営については尚後研究討議すべき点が多い。これ等の業務を基盤として長時間保育、土曜日保育、病児保育等、日々の保育に直接つながる問題、又保護者との保育協力等重要な保育の事項について、保育会という共同体の下に研究討議して、身近な自力で解決出来ることは我々自身で対処してゆきたい。

保育所は本来地域福祉施設であると共に所謂社会福祉である。社会情勢の流れは早い。その流れに取り残されないように、そして又押し流されないよう、大きく手をとりに合つて踏ん張ろうと思う。

(新日本保育園 鈴木栄一)

横須賀市の

民間施設助成の状況

横須賀市保育会会長 加茂坂 英 一

我が横須賀市は、人口約三七万だが、市内の一等地を米海軍に接取され、大企業による工場もあまり多くなく財政的には決して豊かな市とは云えない。

この為我々福祉関係者も遠慮してか今迄は市に対しての補助の要求も積極的には行なわれなかつた。

しかし、民間施設としての苦しみは他市と同じに人件費の増加、給食材料、保育材料の値上りでピンチに追い込まれていた。

県下他都市の補助金の増額を聞く度に、誠にうらやましく感じていたものである。

昭和四七年度の市単独の補助金の主なものは次のとおりである。

一、民間施設育成費

一施設平均年額 九万円
一、民間施設職員育成費
一入年額 一万二千元

一、民間施設新設補助
三百万円限度

昨年の秋頃だつたと思うが市施設部会長川崎満治先生、同副会長広田正明先生及び市保育会長(小生)とが寄り色々話しあつた結

果、当時市助役であつた横山和夫氏(現市長)に、補助金の増額をお願いしようとする事になり、丁度新年度予算編成の時期でもあつたので早速陳情書を作成し助役、民生部長、福祉事務所長に会いお願いをした。その後も機会ある毎に実情を説明し増額を依頼した。

その結果四八年度の市補助は大巾に改善され、今後の見通しも大変明るくなつた様に思う。

昭和四八年度の市単独補助は次の二点が増額された。

一、民間施設育成費
一施設平均年額 三十万円(運営費)

一、民間施設職員育成費
一入年額 二万円(慰労金)

施設育成費は運営費の補助として数年前より出ていたものだが、当初市の水道料金が他都市にくらべ高額であり施設の近代化と共に水道料が量みとても払いきれなくなつて来たので料金の減免をと市に話したところ、水道料の減免は他業種との兼ね合いもあり、むづかしいと云う返事だつた為、ではそ

の分を補助して欲しいと云い出したのが始まりであつた。その後毎年わずかの増はあつたが、四八年度の様に一挙に三倍以上になつたのは始めてであり、当時の横山助役の努力を大変ありがたく思つている。

福祉施設の運営の苦しさを政治的に解決する事自体賛否両論あり、むづかしい問題だと思つたが為政者に施設は若勞してやつている

情報提供

幼・保一元化を目ざし

日私幼会長とのトップ会談

五月二日、名古屋市教高館において全国私立保育園連盟黒田会長と日本私立幼稚園連合会理事長大河内四郎氏との会談がもたれた。この事項について、相互理解を深め、文書交換について異議のないことを確認しました。

(一) 幼・保の適正配置及び増設等について相互に協議して関係当局に働きかける。

この件に関しては愛知県では公、私、幼、保の施設設置について適正配置要項を作成し、関係者において承認可決の上、これを実施することに決定し、文部省にも申入を行つている。一宮市においては

事をよく知ってもらうのは決して悪いことではないと思う。何事も話をして説明しなければ理解出来ないのではないだろうか。今回民間施設の採つた方法は結果として補助金の増額、新市長の誕生と喜ばしいかぎりではあるが、何かスッキリしない様な気がしてならないのは私だけだろうか。もつともつと民間施設の在り方と云うものを根本的に考えたいと思う。

某幼稚園が既設保育所(私立)の五〇〇米以内に敷地を購入して幼稚園の新設を行おうと市議会議員等に働きかけ認可を申請しているが、これに対して断乎として不許可の態度をとつている。幼、保の適正配置に関する条例化は是非必要であるから、それぞれの地域、団体において、国及び地方自治体に働きかけて、条例化を図るよう運動することが必要ではないか。

(二) 全国、地方段階において保育、教育内容について相互に研究する体制づくりに協力する。名古屋市のように公、私、幼、保を一元とした幼児教育研究会など

のように地方段階では相互の深い理解と協力があればできる筈である。

(三) 保母及び教諭の資格が一度にとれるようにするための方策について研究する。

現在一八〇の短大があるが、そのうち両方の資格を取得できるのは約二〇校位である。四〇校位は単位取得が不可能である。

保母や教諭の資格を統一するところが一元化への一つの道標でもあるが、現在のような保育所保母の試験制度がある間は六ヶしいが今後大いに研究すべきである。

(四) 国及び地方予算等についてお互に情報の交換を行なう。

予算情報の交換は可能であり、今後大いに進めていきたい。

(五) 幼、保を含めた保育研究大会開催をめどに研究を進める。

(六) 両者の会合の定期化を図る。

なお横浜では私立保育園長会と横浜私立幼稚園協会と相互理解を深めるために、再三の会合を持ち現在、横浜市長に対し「横浜市幼児問題審議会」の制定方を両団体で寄り協議し、その成案をもつて近日要望する予定であります。

(横浜市私保育園長会 藤田)

昭和49年度 保育所予算の概算要求

昭和48年度予算額 昭和49年度要求額

- | | | |
|------------------------|---|-------------|
| 1. 保育所措置費 | 813億3,100万円 | 956億1,000万円 |
| (1) 保母定数の改定 | 4歳以上児 30:1→25:1(2ヵ年計画) | |
| (2) 指導福祉費 | 保母等直接処遇職員対象に1人年額 25,680円 | |
| (3) 民間施設給与等改善費 | 2.1%増 | |
| (4) 社会保険料事業主負担金 | 1%増 | |
| (5) 一般管理費 | 旅費、庁費等の費目統合単価引上げ | |
| (6) 一般生活費 | 飲食物費、日常生活諸費の費目統合
15%アップ | |
| (7) 乳児保育の人員増 | 1,800→3,000人 | |
| (8) 小規模保育所対象人員の増 | 300→400カ所 | |
| 2. 特別保育事業費 | 12億2,800万円 | 18億6,200万円 |
| (1) 特別保育事業費補助金 | ① へき地保育所 11億7,900万円要求
2,388カ所、保母給与の増 33,770→39,907円
保育材料費の増 60→71円、庁費の新設職員1人
年11,900円 | |
| | ② 季節保育所 3,000カ所 1,200万円要求 | |
| 新③ 昼間里親(家庭保育室)事業 | 500カ所 1億3,566万円要求 | |
| 新④ 障害児保育事業費 | 51カ所 2,043万円要求 | |
| (2) 産休代替保母費補助金 | 3億2,800万円要求
対象人員の増 6,075→8,055人
単価増 1,850→2,140円 | |
| (3) 同和対策特別 保育事業費補助金 | 1億6,066万円要求
保母加配 361→401人 新 被服費加算
児童1人 10,000円 | |
| 新(4) 事業所内集団保育指導費 | 1,510万円要求 | |
| 新(5) ウタリ対策特別保育事業費補助金 | 1,041万円要求
補助先北海道、保母加配 33人
被服等加算費児童1人 10,000円 | |
| 3. 保育所施設整備費(社会福祉施設全体で) | 186億1,500万円 | 360億円 |
| 4. 保母の養成 | 2億7,400万円 | 8億4,000万円 |
| (1) 保母養成所費補助金 | 2億1,433万円要求
公立 29→30校 新 社会福祉法人立施設7校
職員数の増 公立 128→164人 法人立 35人
生徒数の増 公立 4,551→5,340人 法人立 1,090人
職員給与の増 45,100→53,536円 学会出席旅費
及び図書購入費の新設 | |
| (2) 保母修業資金貸与費補助金 | 2億7,154万円要求
貸与月額 5,000→9,000円
貸与人員 4,693→6,465人 | |
| 新(3) 保母養成セミナー等委託費 | 9,333万円要求
全国保母、養成所教務担当教官等セミナー開催等
事業費 | |

無認可保育を解消!!

厚生省・来年度実施の構想

月に十萬円の補助

厚生省は全国的に急増している無認可保育所を認識し、事実上の無認可保育所を解消するため「家庭保育室」構想を打ち出した。これは、幼児六人程度をあずかっている無認可保育所を「家庭保育室」に指定し、国や県市が補助するとともに「家庭保育室」を正規の保育所に結びつけ、ネット

小規模保育所(定員二十人以上)しようという構想で、四十九年度中に実施の方針である。厚生省の構想によると、まず六人程度の保育所を「家庭保育室」に指定し、一カ所当り月額十萬円の補助金を出し、保母二人(有資格者一人以上)を置く。十人から二十人程度の保育所は

の線に規模、水準を引き上げ、小規模保育所として認可する。企業内保育所については、施設の改善、保母の資格取得についての研修、補助、専門家の巡回指導などをし、水準を引き上げ、正規の保育所に準じる扱いをする。

厚生省の計画では、①人口三十万人以上の都市に計五百カ所の家庭保育室を指定②八百五十一カ所の企業内保育所を認め③千五十カ所を小規模保育所へ格上げ認可する。これで現在の約二千四百カ所の無認可保育所を解消することができる、としている。

また、家庭保育室は、三カ所を一グループとして親保育所ネットし、親保育所の指導下におくという。

障害児の保育室も併設

厚生省は、無認可保育所解消策とは別に、特別保育対策として、軽度の心身障害児を一般の保育所に同居させる試みとして、全国五十一カ所(人口三十万人以上の都市に一カ所ずつ)の保育所に「障害児保育室」を併設するなど

を計画している。

お知らせ

幼児教育の六領域「健康」「社会」「自然」「言語」「絵画製作」「音楽リズム」の保育園指導カードの購入希望の方は、全六巻揃、一九二〇〇円の一割引(一七二八〇円)で県保育会(県社協内)電話〇四五(三二)一四二一内線五一八番まで。